

福岡県木材利用促進事業補助金交付要綱

3 林 振 第 5 0 2 5 号
令 和 4 年 4 月 1 日

最終改正 7 林 振 第 2 0 0 5 号
令 和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 知事は、林業を振興し、木材産業の発展を図るために事業主体が行う別表1の木材利用促進事業補助金（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費、補助率等)

第2条 補助事業等を実施するために必要な経費のうち、補助金等の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条に規定する次の事項に掲げる団体は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団及び暴力団員
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(事業計画の承認手続)

第3条 補助事業を実施しようとする者は、あらかじめ知事に対し、様式第1号を提出しなければならない。

2 知事は、前項により提出された事業計画承認申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、様式第4号により補助事業を実施しようとする者に通知するものとする。

(補助金の交付申請手続)

第4条 前条第2項の承認通知を受けた者（以下、「事業主体」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、様式第5号により知事に申請しなければならない。

2 事業主体は前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、様式第7号により事業主体に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合は、必要に応じ、条件を付することができる。

(事業変更等の承認)

第6条 事業主体は、交付申請書の記載事項について、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に定める変更申請は、第4条に定める様式を準用するものとする。

3 知事は、第1項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(概算払)

第7条 事業主体は、補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第8号により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による概算払いの請求があった場合において、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(事業の中止又は廃止)

第8条 事業主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第9号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第9条 事業主体は、補助事業の遂行又は支出状況について、補助金の交付決定があった年度の11月30日現在における状況を12月10日までに様式第10号により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 事業主体は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から1月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する県の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11号により知事に報告しなければならない。

2 第4条第2項ただし書に該当する事業主体は、前項の規定により実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書に該当する事業主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により補助金から減額して報告した事業主体については、その金額が減額した額を上回る部分の金額)等を様式第13号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、事業主体は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 知事は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、事業主体に様式第 14 号により通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第 12 条 知事は、事業主体が規則、及び補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合、又は第 2 条第 2 項に規定する団体であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

2 事業主体は、第 1 項に該当することとなったとき、又は、該当することが確実と見込まれるときは、すみやかに様式第 15 号により知事に報告しなければならない。

(補助金の経理)

第 13 条 事業主体は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業主体は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度から令和 10 年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第1、2、6条関係）

事業種目	事業区分	補助対象経費	事業主体	実施要件	補助率	重要な変更
都市部の木材利用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・課題解決手法の検討 ・アドバイザー派遣 ・普及啓発 	<p>事業主体が行う、ビルの木造・木質化を普及する取組のために必要な経費とし、以下のとおりとする。</p> <p>賃金、 報償費、 旅費、 消耗品費、 印刷製本費、 通信運搬費、 運送保険料等、 委託料、 使用料及び賃借料、 原材料費 のうち、知事が認める経費</p>	<p>県内に主たる事務所を有し、民間事業者へ木造・木質化を普及する取組を行っている団体</p>	<p>ビルの木造・木質化の普及に必要な以下の取組を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川上から川下までの関係者で構成される団体で、ワーキンググループ等による課題解決手法の検討を実施すること ・施主等に対しアドバイザーの派遣を行い木造・木質化の推進を図ること ・普及啓発に係る取組として、施主や建築士向けのイベント等を開催すること 	定額	<ul style="list-style-type: none"> 1 交付金額の変更 2 事業費の30%を超える増減
木を活かす街づくり推進事業	非住宅建築物の木造設計支援	<p>事業主体が行う、建築物の設計に必要な別表2に定める経費とする。</p>	<p>県内に事務所を有する民間事業者（施主）、県内に住所を有する個人（施主）</p>	<p>福岡県産木材を使用した非住宅建築物の木造化に必要な別表2に定める要件を満たすこと。</p>	補助対象経費の2分の1以内	<ul style="list-style-type: none"> 1 交付金額の変更 2 事業費の30%を超える増減

別表 2

補助対象経費	実施要件
<p>県内に新築する非住宅木造建築物の実設計費。</p> <p>ただし、以下の経費は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画、基本設計 ・ 設備設計費（電気設備、空調・換気設備、給排水衛生設備、防災設備（消火、警報など）、昇降機設備 ・ 既設の建屋、基礎、配管、埋設物等にかかる調査費及び撤去費、解体費、処理費 ・ 外構等建築物周辺施設の実設計費 ・ 地盤改良工事費にかかる実設計費 ・ 建築確認申請、工事監理、積算に係る費用 ・ 木造と非木造の混構造建築物のうち、木造以外の構造の実設計費 <p>※木造部分と木造以外の構造（混構造）それぞれの床面積及び設計費を明確に切り分けられること</p>	<p>次に掲げる要件の全てを満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に使用する木材（材積）の4割以上が県産木材^{※1}であること ・ 建築物に使用する木材が合法木材^{※2}であること ・ 対象とする建築物の延床面積のうち、木造部分の延べ床面積が200㎡以上の建築物であること ・ 県の求めに応じて、施工等の技術に関する情報（設計図書等）や建築写真を、申請者の財産上の利益や競争上の地位等を不当に害するおそれの無い範囲で、公表および提供すること ・ 木造建築物の普及啓発の取組に協力すること ・ 不特定多数の者の利用に供する民間建築物^{※3}であること ・ 実績報告時に建築確認申請における確認済証の写しを提出すること ・ 建築工事着工時に、施工地の行政庁へ提出する建築工事届（着工届）の写しを提出すること ・ 建築工事完了時に検査済証の写しを提出すること

※1：原則として県内で生産された素材丸太（スギ、ヒノキ等の針葉樹ほか広葉樹）を県内で加工した製材品をいう。ただし、県内で生産されたことが確認できない場合、県内の素材市場で取り扱われたものは県産木材とみなす。また、県内で生産された素材丸太を県外で加工し集成材等の建材としたものについても県産木材とみなす。

※2：「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月、林野庁）に基づき合法性が証明される木材をいう。

※3：集会場、診療所、ホテル、飲食店、児童福祉施設、店舗、事務所等。

福岡県知事

殿

住所
事業主体名
フリガナ
代表者氏名

年度福岡県木材利用促進事業補助金事業計画承認申請書
(事業種目：)

年度において、下記のとおり福岡県木材利用促進事業を実施したいので、福岡県木材利用促進事業補助金交付要綱第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書 (様式第2号)
- 2 役員名簿 (様式第3号)

(注)

- 1 木を活かす街づくり推進事業においては別に以下(1)～(5)を添付すること
 - (1) 建築予定地の位置図
 - (2) 建築予定地の写真
 - (3) 事業内容が分かる図面等
 - (4) 補助対象経費が確認できる見積書又は基本設計書の写し
 - (5) その他必要と認められる書類

事業計画（実績）書

1 事業主体の概要

団体等の名称		設立 年月日	
代表者		資本金	
職員数		課税方法	
所在地	住所		
	TEL		e-mail
主な業務			
事業担当者	総括		e-mail
	経理		e-mail
	その他		e-mail
直近3年間の財務データ			
	売上高（千円）	経常利益（千円）	自己資本（千円）
年度			
年度			
年度			

- (注) 1 課税方法には、課税方法(一般課税、簡易課税)若しくは免税であるかを記載すること。
 2 事業担当者欄には、事業に係る全てを記載すること。
 3 団体の定款、決算書、パンフレット等を添付すること。

2 事業の概要

(1) 実施体制

- *事業主体の他、取組に係る事業者との関係を記載。
- *木を活かす街づくり推進事業においては、建築確認申請書に記載予定の施主、設計者、施工者を記載。

(2) これまでの経緯と取組

- *具体的な活動実績の時期や内容等を記載。
- *木を活かす街づくり推進事業においては、施主と設計者のこれまでの木造建築の実績を記載。

(3) 事業計画

- *取組内容やスケジュール等を含めた事業実施期間全体に係る具体的な計画を記載。
- *別表 1 の実施要件に即した内容であることを明記。
- *木を活かす街づくり推進事業においては、以下の情報を記載。
 - ・施設名
 - ・建設所在地住所
 - ・建築物の用途、規模（敷地・延床・補助対象床面積等）
 - ・建築物の構造（木造、混構造）
 - ・木材使用計画（木材使用総量、県産木材使用量、木材使用部位（単位：㎡））
 - ※実績報告時には木拾い表を提出
 - ※JAS 材使用の場合は使用部位、使用量
 - ・事業スケジュール（設計、建方工事、内外装工事、木材利用の普及啓発活動）
 - ※普及啓発活動の例：構造見学会、完成見学会等
 - ・普及啓発活動計画（実施内容、時期）
 - ・建築物の設計者情報（建築士免許証の写し）
 - ・建築物の予定施工者情報（施工者名、代表者、住所、電話番号）

(4) 事業効果

- *事業実施によって得られる効果を記載。
- *事業実績書の作成にあたっては、別表 1 の実施要件に係る成果の他、問い合わせ等の実績を具体的に記載。
- *木を活かす街づくり推進事業においては、県産木材の利用拡大に資する特徴的な設計内容※を記載。
 - ※一般流通材の積極的な活用、木をあらわしで使用、CLT の積極的な活用等。

役員名簿

(団体名：) 該当する性別・年号を○で囲んで下さい。

役職名	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日
		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日

(注) 1 役員全員を記載すること。

様式第4号（第3条関係）
公印省略

第 号
年 月 日

事業主体 殿

福岡県知事 氏 名

年度福岡県木材利用促進事業補助金事業計画承認書
（事業種目： ）

年 月 日付け 第 号で承認申請があった事業計画書については、適当であると認めます。

福岡県知事 氏 名 殿

住所
事業主体名
フリガナ
代表者氏名

年度福岡県木材利用促進事業補助金(変更)交付申請書
(事業種目：)

年度において、下記のとおり福岡県木材利用促進事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、福岡県木材利用促進事業補助金交付要綱第4条（第6条）第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 目的
- 2 事業計画書 (様式第2号)
- 3 収支予算書 (様式第6号)
- 4 役員名簿 (様式第3号)

(注)

- 1 変更申請の場合は、次によること。
 - (1) 事業計画書の様式に準じて作成した変更事業計画書を添付すること。
 - (2) 変更事業計画書については2段書きとし、変更前については、それぞれの欄を上段に括弧書きで記入すること。

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位:円)

事業区分	予算額	経費の区分				備考
		県補助金	他補助金	負担金	その他 ()	
	円	円	円	円	円	
計						

(注) 1 他補助金がある場合は、その内容を備考欄に記載すること。

2 支出の部

(単位:円)

事業区分	予算額	備考
	円	
計		

(注) 1 補助対象経費毎の事業費積算の内容が分かるよう備考欄に記載すること。

住所

事業主体名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度福岡県木材利用促進事業補助金（事業種目： ）については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）第4条第1項及び福岡県木材利用促進事業補助金交付要綱（平成 年 月 日付け 林振第 号。以下「交付要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

年 月 日

福岡県知事 氏 名

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった 年度福岡県木材利用促進事業とし、その内容は申請書の事業計画の内容のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費（補助対象経費）及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費（補助対象経費）又は補助金の額が変更されたときは、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助対象事業費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の区分欄記載のとおりとする。
- 4 補助金の確定額は、実績報告書による補助対象事業費に補助率を乗じた額と交付決定された額のいずれか低い額とする。
- 5 事業主体は、規則、交付要綱及びこの補助金に係る法令に従わなければならない。
- 6 事業主体は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日、または、補助金交付の決定のあった年度の翌年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第11号により知事に報告しなければならない。
- 7 事業主体は、知事が実施する当該事業に係る調査に可能な限り協力するものとする。
- 8 事業主体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 9 補助金交付の条件は、前記8によるもののほか次のとおりとする。
 - （1） 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業期間終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。
 - （2） 補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消

費税等相当額」という。)のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した事業主体については、次の条件に従わなければならない。

- ア 実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- イ 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)等を様式第13号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(3) 事業主体は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに様式第13号により知事に報告しなければならない。

(4) 知事は、事業主体が次に掲げる事由に該当する場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる時は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。また、既に支払った補助金額の全部若しくは一部について、期限を定めて事業主体に返還を命じるものとする。

ア 実施計画の達成が著しく困難と認められるとき。

イ 事業主体が知事の付した条件に違反したとき。

福岡県知事 氏 名 殿

住所
事業主体名
フリガナ
代表者氏名

年度福岡県木材利用促進事業補助金概算払請求書
(事業種目：)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった福岡県木材利用促進事業補助金
について、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

(単位：円)

事業	事業費	交付 決定額 (A)	既 受領額 (B)	今回 請求額 (C)	残額 (A-B-C)	事業完了 予定 年月日	備考
		円	円	円	円		

福岡県知事 氏 名 殿

住所
事業主体名
フリガナ
代表者氏名

年度福岡県木材利用促進事業補助金中止（廃止）申請書
（事業種目： ）

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度福岡県木材利
用促進事業補助金の中止（廃止）について申請いたします。

記

1 補助金遂行状況

事業	計画	支出済額	進捗率	備考
	補助金	補助金		
	円	円	%	

（注）1 領収書等支払いの状況が分かる書類を添付すること。

2 理由

3 中止の期間（廃止の時期）

福岡県知事 氏 名 殿

住所
事業主体名
フリガナ
代表者氏名

年度福岡県木材利用促進事業補助金遂行状況報告書
(事業種目 :)

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度福岡県木材利用
促進事業補助金の遂行状況を報告いたします。

記

1 遂行状況

年 11 月 30 日現在

事業費	交付 決定額	計画 (A)	出来高 (B)	進捗率 (B/A)	事業完了 予定年月日	備考
		円	円	%		

(注) 1 領収書等支払いの状況が分かる書類を添付すること。

福岡県知事 氏 名 殿

住所
事業主体名
フリガナ
代表者氏名

年度福岡県木材利用促進事業補助金実績報告書
(事業種目：)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度福岡県木材利用促進事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、福岡県木材利用促進事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき報告します。

記

- 1 事業実績書 (様式第 2 号)
- 2 収支精算書 (様式第 12 号)

(注)

- 1 木を活かす街づくり推進事業においては、別に以下 (1) ~ (5) を添付すること
(1) 設計内容、補助対象経費が確認できる書類 (契約書、設計書、図面等)
(2) 木拾い表 (県産木材の使用部分を分かるよう表記すること)
(3) 建築確認済証の写し
(4) 建築確認申請時の建築計画概要書の写し
(5) その他必要と認められる書類

収 支 精 算 書

1 収入の部

(単位：円)

事業区分	予算額	精算額	経費の区分				備考
			県補助金	他補助金	負担金	その他 ()	
	円	円	円	円	円	円	
計							

(注) 1 他補助金がある場合は、その内容を備考欄に記載すること。

2 支出の部

(単位：円)

事業区分	予算額	精算額	備考
	円	円	
計			

(注) 1 補助対象経費毎の事業費積算の内容が分かるよう備考欄に記載すること。

福岡県知事 氏 名 殿

住所
事業主体名
フリガナ
代表者氏名

年度福岡県木材利用促進事業補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書
(事業種目 :)

年 月 日付け 第 号により交付決定があった標記補助金について、福岡県木材利用促進事業補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)第 10 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	交付要綱第 11 条の補助金の額の確定額	金	円
	(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)		
2	補助金の確定時に減額した当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 1 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、法人格を有しない団体の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も合わせて提出すること)
- ・消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 1 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

(注) 1 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、法人格を有しない団体の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。

住所

事業主体名

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度福岡県木材利用促進事業補助金 (事業種目:) については、福岡県補助金等交付規則 (昭和 33 年福岡県規則第 5 号) 第 11 条及び福岡県木材利用促進事業補助金交付要綱 (以下、「交付要綱」という。) 第 11 条の規定に基づき、下記のとおり金 円に確定します。

[注] 1 補助対象事業費に消費税を含めて補助金の額の確定を受けた補助事業者については、交付要綱第 10 条第 3 項の規定に基づく下記の取扱いについて留意すること。

記

- 1 消費税法 (以下「法」という。) 第 45 条第 1 項の規定に基づく確定申告により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、交付要綱様式第 13 号による仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還すること。
- 2 当該補助金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、交付要綱様式第 13 号による仕入れに係る消費税等相当額報告書に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の取扱の状況等を記載し、 年 6 月 30 日までに知事に提出すること。

年 月 日

福岡県知事 氏 名

報 告 書

福岡県知事 氏 名 殿

住所
事業主体名
フリガナ
代表者氏名

福岡県木材利用促進事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告
します。

記

1 理由